

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社金山組
兵庫県尼崎市武庫之荘3-8-6

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 1 月 15 日 ~ 令和 7 年 4 月 14 日 (3 ヶ月)
近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

3 指名停止理由

株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の浄水場内の工事において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第3号イ(贈賄)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	当該区域を対象として 3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	当該地域を対象として 2か月以上6か月以内
ハ 使用人	当該地域を対象として 1か月以上3か月以内